

平成23年9月の定年退職後に、自主的避難等対象区域（福島市）の建物内で菌床しいたけを栽培して販売することを計画していたものの、原発事故の影響により事業開始前に栽培を断念した申立人の営業損害について、収支の見込みに関する同業他社の見積り等を参考に想定所得金額を算定し、平成23年10月から平成26年9月までの逸失利益（ただし、申立人の開業準備状況や原発事故後の福島県産しいたけの生産量の推移等の事情を踏まえ、原発事故の影響割合を3割として算定。）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目及び期間

営業損害（逸失利益）

（平成23年10月1日～平成26年9月30日）

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金135万円の支払義務があることを認める。

（内訳）

営業損害（逸失利益）

金135万円

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1記載の損害項目（第1記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとす

る。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年7月10日

(仲介委員 島戸 順子)